

託送供給等約款以外の供給条件の認可について

(趣旨)

東北電力、東京電力及び関西電力から託送供給等約款以外の供給条件として、東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る工事費負担金等の特別措置、受電電圧及び供給電圧の特別措置について、2月12日付けで東北電力、東京電力及び関西電力から経済産業大臣に認可申請があり、経済産業大臣からこれらについての意見の求めがあったところ、当該認可への委員会としての回答について御確認いただく。

主なポイント

1. 東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る工事費負担金等の特別措置について

東北電力は、東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所で事故が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づく避難指示等を受け避難された電気の使用者を需要者とする供給地点について、現在、電気事業法第24条の3第2項ただし書の規定に基づく現行の託送供給約款以外の供給条件として、工事費負担金等の免除を実施している。

平成28年4月から適用される託送供給等約款においても引き続き同一の取扱いとするため、2月12日付けで東北電力から経済産業大臣に託送供給等約款以外の供給条件の認可申請がなされている。

2. 標準電圧の特別措置について

東京電力は、臨海副都心地域（江東区有明、青海、東雲、港区台場等）において、現在、電気事業法第24条の3第2項ただし書の規定に基づく現行の託送供給約款以外の供給条件として、標準電圧を400ボルトとする供給を実験的に実施している。

関西電力は、南港コスモスクエア地域（大阪市住之江区南港北）において、現在、電気事業法第24条の3第2項ただし書の規定に基づく現行の託送供給約款以外の供給条件として、標準電圧を400ボルトとする供給を実験的に実施している。

これらについては、平成28年4月から適用される託送供給等約款においても引き続き同一の取扱いとするため、2月12日付けで東京電力及び関西電力から経済産業大臣に託送供給等約款以外の供給条件の認可申請がなされている。

3. 認可申請に係る意見について

上記1～2の認可申請を受け、2月15日付けで電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第25条の5第1項の規定に基づき経済産業大臣から委員長に対し意見の求めがあったことから、委員会として当該認可を行うことに異論がない旨を回答することとしたい。